

5 計画的付与との関係

時間単位年休は、労働者が時間単位による取得を請求した場合において、労働者が請求した時季に時間単位により年次有給休暇を与えることができるものであり、法第39条第6項の規定による計画的付与として時間単位年休を与えることは認められないものであること。

6 時間単位年休に対して支払われる賃金（則第25条第2項及び第3項）

則第25条第2項及び第3項において、使用者は、時間単位年休として与えた時間については、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金又は標準報酬日額をその日の所定労働時間数で除して得た金額を、当該時間に応じ支払わなければならないこととされていること。

「その日の所定労働時間数」とは、時間単位年休を取得した日の所定労働時間数をいうものであること。
「平均賃金」「通常の賃金」「標準報酬日額」のいずれを基準とするかについては、日単位による取得の場合と同様としなければならないこと。

7 時間単位年休に関するその他の取扱い

(1) 一日の年次有給休暇を取得する場合の取扱い

時間単位年休は、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として、原則となる取得方法である日単位による取得の例外として認められるものであり、一日の年次有給休暇を取得する場合には、原則として時間単位ではなく日単位により取得するものであること。

(2) 半日単位年休の取扱い

年次有給休暇の半日単位による付与については、年次有給休暇の取得促進の観点から、労働者がその取得を希望して時季を指定し、これに使用者が同意した場合であって、本来の取得方法による休暇取得の阻害とならない範囲で適切に運用される限りにおいて、問題がないものとして取り扱うこととしているところであるが、この取扱いに変更はないものであること。

第5 その他（法附則第1条及び第4条関係）

1 施行期日等

改正法及び改正省令の施行期日並びに改正告示の適用日は、平成22年4月1日であること。

2 地方公務員に係る法の適用関係

法第37条第3項の規定は、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により、一般職に属する地方公務員に対しては適用されないものであること。

法第39条第4項の時間単位年休は、改正法による改正後の地方公務員法第58条第4項において、一般職に属する地方公務員に関しては労使協定を締結する必要はなく、特に必要があると認められるときに取得することができることとされていること。

改正労働基準法に関するお問い合わせは都道府県労働局・労働基準監督署へ

労働局名	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4112	030-8558	青森市新町2-4-25青森合同庁舎
岩手	019-604-3006	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8838	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6682	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8222	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4602	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F
茨城	029-224-6214	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31茨城労働総合庁舎
栃木	028-634-9115	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5003	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号群馬県公社総合ビル8F
埼玉	048-600-6204	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー15F
千葉	043-221-2304	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1612	102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号九段第3合同庁舎13階
神奈川	045-211-7351	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎
新潟	025-234-5922	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56
富山	076-432-2730	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号富山労働総合庁舎
石川	076-265-4423	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-2652	910-8559	福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎9階
山梨	055-225-2853	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-223-0553	380-8572	長野市中御所1丁目22-1
岐阜	058-245-8102	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地岐阜合同庁舎3F
静岡	054-254-6352	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎3階
愛知	052-972-0253	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館
三重	059-226-2106	514-8524	津市島崎町327番2津第二地方合同庁舎
滋賀	077-522-6649	520-0057	大津市御幸町6番6号
京都	075-241-3214	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6949-6490	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館9F
兵庫	078-367-9151	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー16F
奈良	0742-32-0204	630-8570	奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1150	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎
鳥取	0857-29-1703	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9
島根	0852-31-1156	690-0841	松江市向島町134番10松江地方合同庁舎5F
岡山	086-225-2015	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9242	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎第2号館5F
山口	083-995-0370	753-8510	山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-9163	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6徳島地方合同庁舎
香川	087-811-8918	760-0019	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5203	790-8538	松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎5F
高知	088-885-6022	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4862	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館4F
佐賀	0952-32-7169	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0030	850-0033	長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル
熊本	096-355-3181	860-8514	熊本市桜町1番20号西嶋三井ビルディング
大分	097-536-3212	870-0037	大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル6F
宮崎	0985-38-8834	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8277	892-0816	鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎2階
沖縄	098-868-4303	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F